

認定特定非営利活動法人自然再生センター

事 務 局 規 程

(目的)

第1条 この規程は、認定特定非営利活動法人自然再生センター（以下「法人」という。）の事務処理の基準その他の事務局の組織及び運営に関し必要な事項を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

(事務局)

第2条 この法人に事務局を置く。

(職員等)

第3条 事務局には、次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長

ただし、事務局長不在時にはその職務を理事長、副理事長が代行する。

(2) 職員

(職員の職務)

第4条 この法人の職員の職務は次のとおりとする。

(1) 事務局長は、理事長の命を受けて、事務局の事務を統括する。

(2) 職員は、事務局長の命を受けて、業務に従事する。

(職員の任命及び職務の指定)

第5条 職員の任命は理事長が行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する。

(事務処理)

第6条 この法人の事務処理については、別に「経理規程」「文書管理規程」に定める。

(細則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

付則

この規程は、令和3年10月22日から施行する。